

# 平成 27 年産米のモニタリング検査について

平成 27 年 6 月 22 日  
経 済 流 通 課

## I 基本的な考え方

- 平成 26 年産米の取組を踏まえ、吸収抑制対策及び収穫後の検査等を組合せて安全を確保する。
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥後の玄米の検査結果に基づき、出荷待機を解除する。

## II 検査の概要

### 1 検査区域及び検査密度

対象区域	本県該当市町（旧市町村）	取組内容・検査密度	点数 (見込み)
(1)検査区域Ⅰ 26 年産米の検査で 全戸検査を実施し た旧市町村	・日光市（旧日光町）	①吸収抑制対策 ②抽出検査 作付面積 70ha 当たり 1 点 （旧市町村で 3 点）	3
(2)検査区域Ⅱ	・ 7 市町 （汚染状況重点調査地域(佐野市除く)）	①吸収抑制対策 ②抽出検査 市町村ごとに 3 点	21
(3) 検査区域Ⅲ	・ 18 市町（上記以外の市町村）	①必要に応じ吸収抑制対策 ②抽出検査 市町村ごとに 1 点	18

注）検査点数は、平成 26 年度検査実績から算出。

### 2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された玄米を出荷前の段階でサンプリング
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

### 3 検査結果の取扱い

放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断

ア 50Bq/kg 超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際には、旧市町村単位は全戸検査の水準に、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。

イ 検査区域の全検体が 100Bq/kg 以下であった場合、当該区域の出荷待機を解除する。

ウ 検査区域で 100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。